

ハラスメント相談対応マニュアル

第1 趣旨

本マニュアルは、学生又は教員からハラスメントについての相談があったときの静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部の学内における対処方法を定め、ハラスメント事案への適切な対応を行おうとするものである。

第2 1次相談窓口

ハラスメントに関する相談を受けた教職員は、次の①から③の1次相談窓口に連絡し対応を依頼する。

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 学生に関連する相談窓口 | 学生部長及び学科長 |
| ② 教員に関連する相談窓口 | 学科長及び学部長又は短期大学部部长 |
| ③ 上記に共通する相談窓口 | 保健室職員 |

第3 副学長への報告

1次相談窓口となった教職員は、その相談内容がハラスメント事案に該当するおそれがあると認められるときは、副学長に報告をするものとする。

第4 副学長の対応

前項の報告によりハラスメント事案に該当するおそれがあると認められるときは、副学長は必要に応じて関係者へのヒアリングを行った上で、学長に報告をするものとする。

第5 対応委員会の設置

- 1 学長は、前項の報告があり、必要と認めるときは対応委員会を設置するものとする。
- 2 対応委員会の構成員は次のとおりとする。
 - ① 学長
 - ② 副学長
 - ③ 学部長、短期大学部部长、学科長、学生部長、学務部長及び保健室職員のうち、学長が必要と認める者
 - ④ その他学長が必要と認める者
- 3 対応委員会は、相談事案ごとに設置し、当該相談事案への対応が完了したときに解散する。

第6 対応委員会の業務

対応委員会の業務は次のとおりとする。

- ① 担当する教職員を定めて、調査を行うこと。

- ② 適切な対応策を検討すること。
- ③ 担当する教職員を定めて、その対応策を実施すること。
- ④ 必要に応じ、学内への啓発を行うこと。

第7 理事長への報告

法人としての対応が必要と認められるときは、学長は理事長に報告をするものとする。

第8 プライバシーの尊重

ハラスメントに関する相談に関与した教職員は、相談及び調査の結果知り得た秘密を他にもらしてはならない。また、正当な理由によって公表する場合にも、関係当事者のプライバシー保護に努めなければならない。

この場合において、上司に対し報告・連絡・相談をする義務をこれらの規定により直ちに免れるものと解してはならない。

附 則

このマニュアルは平成30年10月30日から施行する。